

自立に向け意欲的に取り組むひとり親の方を応援します！

ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業のご案内

この事業は、ひとり親家庭支援センターで、就労のための自立支援プログラムを受けられている方を対象に、「住宅支援資金」を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。貸付を受けた日から1年以内に、求職中の方が就職した場合、または現に就業している方がより高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した時は、借りた資金の返済が免除されます。

■ 概要

1. 貸付対象者

次の①～③の要件をすべて満たす方

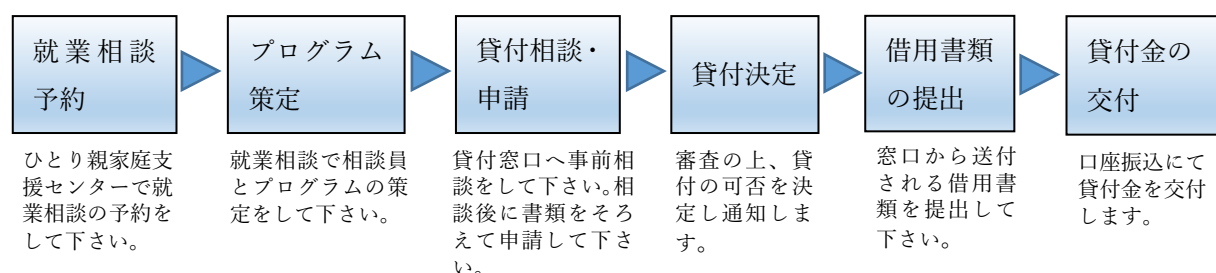
- ① 福岡市内に住民票がある方
- ② 原則として児童扶養手当の支給を受けている方
- ③ ひとり親家庭支援センターの母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

2. 貸付額、貸付期間、利子

- (1) 貸付額は、原則として自らが借り受け入居している住宅の家賃(管理費および共益費を含む。)の実費(上限4万円)
- (2) 貸付期間は、12か月の範囲内
- (3) 利子は無利子(連帯保証人不要)
- (4) 返済期間(貸付を受けた期間の2倍の期間)を過ぎても返済が完了しない場合は年3%延滞利子を徴収します

■ 申請から決定まで

3. 貸付決定までの流れ



4. 申請の手続き方法

住宅支援資金の貸付を希望する方は、自立支援プログラム策定後に経由して申請窓口に出してください。

- ① ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書(様式第1号)
- ② 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給していない者はR4年度所得・課税証明書
ただし、R5年7月以降の申請はR5年度所得・課税証明書。)
- ③ 世帯全員の記載のある住民票(本籍および続柄が記載されており、マイナンバーの記載がなく、発行後3カ月以内のもの)

④ 1か月の家賃額が確認できる書類(賃貸借契約書等)

5. 貸付金の交付

貸付金の交付は3ヶ月ごとに振り込みます。(1月、4月、7月、10月の各月20日)振込みの際は、自立支援プログラムの進捗具合を確認のうえ振り込みます。継続支給のために書類が必要な場合があります。(求職活動報告書、給与明細書、家賃を払っていることが分かる書類など)

■ 免除と返還について

6. 返還の免除

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職した場合、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときは、貸付金の返済が免除されます。上記以外の方は最後の貸付から1年後に返済が開始されます。

7. 貸付金の返済

次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は猶予できます。)には、貸付金を返済していただきます。

- ① 住宅支援資金の貸付が終了したとき(※)
- ② 貸付終了後1年が経過したとき(最終振込日から1年が経過後)
- ③ 心身の故障により業務に従事できなくなったとき

また、貸付期間における家賃支払額の実績が貸付決定額を下回った場合には、その差額を返済していただきます。

※ 以下のような場合は、住宅支援資金の貸付を打切ることになります。

- ・借受人が住宅支援資金の貸付を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき ・貸付対象でなくなったとき
- ・虚偽その他不正の方法により住宅支援資金の貸付を受けたことが明らかになったとき
- ・その他住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

■ 各届出について

資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますのでご注意ください。詳細ならびに申請書類はホームページでご案内しています。

福岡市 住宅支援資金貸付金

検 索

■ 申請先・問い合わせ先

【母子・父子自立支援プログラム策定について】

福岡市立ひとり親家庭支援センター

住所：福岡市中央区 大手門二丁目 5-15

TEL：092-715-8805 公式 LINE

FAX：092-725-7720



【貸付について（申請窓口）】

福岡市役所こども未来局こども家庭課

住所：福岡市中央区天神一丁目 8-1

TEL：092-711-4238

FAX：092-733-5534 住宅支援資金貸付担当